令和元年台風第 19 号による 各種支援制度一覧+様式集

- ・別途定める各制度の基準により、支援の内容は異なりますのでご注意願います。詳し くは以下のお問合せ先にご確認をお願いいたします。
- ・本市ウェブサイトにて、パンフレットの最新版を公開しておりますので、随時ご確認 をお願いいたします。
- ・郵送による申請で複数の申請をする場合、 添付するり災証明書は一枚で結構です。
- ・ご不明の点があれば、それぞれのお問合せ先 または被災者支援総合窓口にご連絡ください。

各種支援制度パンフレット QRコードはこちら→



【被災者支援総合窓口】

TEL 0800-800-5333 (フリーダイヤル)

り災証明書の添付が必要なもの

No.	支援制度名	お問合せ先
1	後期高齢者医療保険料の減免	国民健康保険課
	後期高齢者医療保険料のうち、災害	後期高齢者医療係
	発生後に納期が到来する保険料額に	(TEL 924-2146)
	ついて、被害の状況に応じて減免に	※申請書については国民健康保険
	なる場合があります。	課後期高齢者医療係にお問合せ
		<u>ください。</u>
2	水道料金の減免	上下水道局
	被災された方の水道料金が減免になる	お客様サービスセンター
	場合があります。	(TEL 932-7641)
		※り災証明書の写しが減免申請書
		<u>になります。</u>
3	下水道使用料・農業集落排水施設使用	上下水道局
	料の減免	お客様サービスセンター
	被災された方の下水道使用料・農業集落	(TEL 932-7641)
	排水施設使用料が減免になる場合があ	※り災証明書の写しが減免申請書
	ります。	<u>になります</u>

No.	支援制度名	お問合せ先
4	下水道受益者負担金等の徴収猶予	上下水道局
	下水道受益者負担金、下水道受益者分担	お客様サービス課
	金の徴収を猶予します。	(TEL 932-7666)
		<u>※該当されると思われる方に、11</u>
		月 1 日ころに申請書をお送りし
		<u>ます。</u>
5	仮換地に係る証明手数料等の免除	区画整理課
	市が施行している土地区画整理事業地	(TEL 924-2341)
	区内で建築物等の新築・改築・増築等の	
	許可申請をされる方について、証明手数	
	料等および複写実費徴収金の徴収を免	
	除します。	
6	市営住宅等への仮入居	住宅政策課
	自宅が被災し、住宅に困窮している方に	(TEL 924-2631)
	対し、市営住宅等への仮入居の受付を行	※申請書は不要です。
	っています(現在はキャンセル待ちの	
	受付を行っています)。	
7	住宅の応急修理	住宅政策課
	災害により住宅が一部損壊(損害割合	(TEL 924-2631)
	10%:準半壊)以上の被害を受け、自ら修	※詳細は住宅政策課にお問合せく
	理する資力のない世帯に対して、災害救	<u>ださい。</u>
	助法に基づく応急修理を実施します。	
	※市から業者に対する修理依頼前に工	
	事着手している場合や支払が終了し	
	ている場合は、原則、応急修理制度の	
	対象になりません。	
	《申込期限》	
	令和元年 12 月 27 日(金)まで	
	※延長の場合有り	

No.	支援制度名	お問合せ先
8	民間賃貸借上げ住宅	住宅政策課
	災害により住宅が全壊等の被害を受け、	(TEL 924-2631)
	自らの資力では住居が確保できない被	※詳細は住宅政策課にお問合せく
	災者に対し、県が民間賃貸住宅を借上げ	<u>ださい。</u>
	て無償で提供します。	
	※対象となる世帯が、本制度の受付を開始	
	<u>した 10 月 26 日よりも前に締結した契</u>	
	約については、県による借上げとする契	
	<u>約に切替えることができます。</u>	
9	農業災害に係る資金の貸付	農業政策課
	台風 19 号により被害を受けたものの復	(TEL 924-2201)
	旧及び再生産のために融資を受ける場	※必要書類等については、貸付窓
	合に、その利子を補助します。	口となる福島さくら農業協同組
		<u>合へご確認ください。</u>
10	災害ごみの取り扱い	3 R推進課
	(事業者の方)	(TEL 924-2181)
	事業者の方(中小企業に限る)による災	※申請書は不要です。
	害ごみの自己搬入を受け入れています。	
	※搬入の際は、り災証明書、またはり災	
	証明申請書のコピーの提示が必要で	
	वं 。	
	※中小企業の方で、一時保管されている	
	もの、その他判断が難しいものについ	
	ては、ご相談ください。	
11	介護サービス等利用料の支払猶予	介護保険課
	床上浸水 (半壊) 以上の被害を受けた方	(TEL 924-3021)
	は、事業所等の窓口で申告いただくこと	地域包括ケア推進課
	で利用者負担の支払が猶予されます。	(TEL 924-3561)
	後日、被災の状況を確認するためり災証	※申請書は不要です。
	明書が必要となる場合があります。	
	※食費・居住費等は自己負担となります。	

No.	支援制度名	お問合せ先
12	障がい福祉サービス等利用料の支払猶	障がい福祉課
	<u>予</u>	(TEL 924-2381)
	床上浸水 (半壊) 以上の被害を受けた方	※申請書は不要です。
	は、事業所等の窓口で申告いただくこと	
	で利用者負担の支払が猶予されます。	
	後日、被災の状況を確認するためり災証	
	明書が必要となる場合があります。	
	※食費・居住費等は自己負担となります。	

【参考】り災証明書の手続き方法

1 内容	各種支援制度等の申請をするために必要となる重要な書類です。		
	り災証明書の添付資料(必要により現地調査)により、り災状況を判		
	定し、り災証明を発行します。(無料)		
2 必要書類	り災証明申請書		
等	り災状況がわかる写真(印刷したもの又はスマートフォンの画面)		
	身分証明書(運転免許証・健康保険証等)		
	※ 写真が用意できない場合でも受付可能です。		
3手続き	り災証明申請書にり災状況の写真または修繕見積書を添えて被災者		
	支援総合窓口または行政センターに提出してください。		
	なお、パソコンやスマートフォンをお持ちであれば、インターネットによ		
	るり災証明の申請手続を行うことも可能です。写真などのデータ添付は不		
	要です。		
	電子申請URL:		
	http://www.task-asp.net/cu/eg/lar072036.task?app=201900213		
	電子申請QRコード: 回席が回 ※郡山市ウェブサイトからも上記		
	世代 サイトヘリンクできます。		
4 受付	被災者支援総合窓口(市役所本庁舎2階正庁 TEL 0800-800-5333)		
	行政センター(富田、大槻を除く)		
5 お問合せ	被災者支援総合窓口(市役所本庁舎2階正庁 TEL 0800-800-5333)		
	資産税課(市役所西庁舎 2 階 TEL924-2091)		
6 その他	り災証明は、現地調査等が必要となる場合があることから、即日交付		
	はできませんのでご留意ください。		

【参考】災害対策基本法(抜粋)

(り災証明書の交付)

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、 当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市 町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明す る書面(次項において「り災証明書」という。)を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の 確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する 職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その 他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

その他、り災証明書の添付が<u>不要</u>なもの

No.	支援制度名	お問合せ先
1	災害見舞金	保健福祉総務課
	【対象】	(TEL 924-3822)
	令和元年 10 月 12 日付けで、り災場	※No.1 と No.2 の申請書は共通で
	所に居住していて、り災証明書が半	<u>ਰ。</u>
	壊(大規模半壊含む)又は全壊の判	※り災場所に住民票がない場合に
	定を受けた方。	は、公共料金の領収書の写しな
		<u>どの居住が確認できる書類が必</u>
		<u>要です。</u>
2	令和元年台風第 19 号義援金	保健福祉総務課
	(国・県・市)	(TEL 924-3822)
	※配分方法、配分時期、配分金額等は	<u>※No.1 と No.2 の申請書は共通で</u>
	未定です。	<u>す。</u>
		※り災場所に住民票がない場合に
		は、公共料金の領収書の写しな
		<u>どの居住が確認できる書類が必</u>
		<u>要です。</u>
3	災害弔慰金 (国)	保健福祉総務課
	災害により死亡された市民の方のご遺	(TEL 924-3822)
	族に対して、災害弔慰金を支給します。	※申請書については保健福祉総務
		課にお問合せください。
4	災害障害見舞金 (国)	保健福祉総務課
	災害による負傷、疾病で精神又は身体に	(TEL 924-3822)
	著しい障害が出た場合、災害障害見舞金を	※申請書については保健福祉総務
	支給します。	課にお問合せください。
5	被災者生活再建支援制度	保健福祉総務課
	【対象】	(TEL 924-3822)
	令和元年 10 月 12 日付けで、り災場	※り災場所に住民票がない場合に
	所に居住していて、り災証明書が大規	は、公共料金の領収書の写しな
	模半壊又は全壊の判定を受けた方。	<u>どの居住が確認できる書類が必</u>
	※半壊の場合には、そのままにしてお	<u>要です。</u>
	くと危険なため又は修理費用が高額に	
	なるために解体した場合のみ対象とな	
	ります。	

No.	支援制度名	お問合せ先
6	災害援護資金貸付金	保健福祉総務課
	【対象】	(TEL 924-3822)
	令和元年 10 月 12 日付けで、り災場	※申請書は被災者支援総合窓口に
	所に居住していて、災害により世帯主	<u>てお渡しいたします。</u>
	に一ヶ月以上の負傷があった方、り災	※り災場所に住民票がない場合に
	証明が半壊 (大規模半壊含む)・全壊の	は、公共料金の領収書の写しな
	判定を受けた方又は家財に3分の1以	<u>どの居住が確認できる書類が必</u>
	上の損害があった方。	<u>要です。</u>
7	市税等の減免	市民税課
	(個人の市県民税、事業所税)	(TEL 924-2081)
		<u>※No.7~10、12 の申請書は共通で</u>
		<u> </u>
		※事業所税の減免申請書が必要な
		<u>方は市ウェブサイトからダウン</u>
		ロードするか、ご連絡ください。
8	市税等の減免	資産税課
	(固定資産税、都市計画税)	(TEL 924-2091)
		<u>※No.7~10、12 の申請書は共通で</u>
		<u>す。</u>
9	市税等の減免	国民健康保険課
	(国民健康保険税)	国保税係
		(TEL 924-2141)
		<u>※No.7~10、12 の申請書は共通で</u>
		<u>す。</u>
10	市税等の減免	介護保険課
	(介護保険料)	(TEL 924-3021)
		<u>※No.7~10、12 の申請書は共通で</u>
		<u>す。</u>
11	国民年金第1号被保険者の国民年金保	国民健康保険課
	険料の免除	国民年金係
		(TEL 924-2141)
		郡山年金事務所
		(TEL 932-3434)
		※申請書等は窓口に備えつけてあ
		<u>ります。</u>

No.	支援制度名	お問合せ先
12	郡山市認可保育所の利用者負担額(保	こども育成課
	育料) の減免	(TEL 924-3541)
		<u>※No.7~10、12 の申請書は共通で</u>
		<u>ਰ。</u>
13	一時預かり事業利用児童の被災保護者へ	こども育成課
	の災害給付金	(TEL 924-3541)
		※申請書が必要な方は市 HP からダ
		<u>ウンロードするか、ご連絡くだ</u>
		<u>さい。</u>
14	認可外保育施設入所児童の被災保護者	こども育成課
	への災害給付金	(TEL 924-3541)
		※申請書は施設を通して配布しま
		<u>す。</u>
15	就学援助	教育委員会
		学校教育推進課
		(TEL 924-2431)
		※申請書は現在調整中です。
16	農地・山林災害の対策相談	農地課
	(<u>農地</u> のご相談)	(TEL 924-3921)
		※申請書は不要です。
17	農地・山林災害の対策相談	林業振興課
	(<u>山林</u> のご相談)	(TEL 924-2231)
		※申請書は不要です。
18	農業等災害対策	園芸畜産振興課
		(TEL 924-3761)
		※申請書は不要です。
19	こころの健康に関する相談	保健所地域保健課
	(保健師が相談に応じます)	(TEL 924-2163)
		※申請書は不要です。
20	健康・栄養に関する相談	保健所地域保健課
	(保健師・栄養士が相談に応じます)	(TEL 924-2900)
		※申請書は不要です。
21	浸水家屋の消毒・消石灰配布	保健所総務課
		(TEL 924-2120)
		※申請書は不要です。

No.	支援制度名	お問合せ先
22	災害ごみの取り扱い	3 R推進課
	(<u>市民</u> の方)	(TEL 924-2181)
		※申請書は不要です。
23	入浴施設の提供	観光課
	(ユラックス熱海)	(TEL 924-2621)
		※申請書は不要です。
24	入浴施設の提供	健康長寿課
	(中央老人福祉センター、寿楽荘、逢	(TEL 924-2401)
	瀬荘、地域交流センター、サニー・	※申請書は不要です。
	ランド湖南)	
25	入浴施設の提供	各施設に直接お問合せください。
	(その他の施設)	※申請書は不要です。
	※り災証明書が必要な施設もございま	
	<u>ਰ。</u>	
26	要配慮者宿泊施設利用	地域包括ケア推進課
		(TEL 924-3561)
		<u>※申請書等は市 HP からダウンロー</u>
		ドまたは各避難所に備えつけて
		<u>あります。</u>
27	避難者宿泊施設短期宿泊	地域包括ケア推進課
		(TEL 924-3561)
		※申請書等は市 HP からダウンロー
		ドまたは各避難所に備えつけて
		<u>あります。</u>
28	土のうの配布	道路維持課
		(TEL 924-2301)
		※申請書は不要です。
29	保険証がお手元にない場合の医療機関	国民健康保険課
	受診	(TEL 924-2141)
		※申請書は不要です。
30	国民健康保険加入者の医療機関窓口負	国民健康保険課
	担の支払免除	医療事業係
		(TEL 924-2582)
		※申請書は不要です。